

庁議 案件申込書

申込日 平成22年 1月 20日

案件名	新たなEMS、省エネ法等改正における関連事務について											
所管	環境経済	環境保全	部	環境対策	課	担当者	内線					
概要	新たな環境マネジメントシステムについて協議するとともに省エネ法、温対法の改正並びに県地球温暖化対策推進条例の制定により、必要となる所用の措置について報告するもの											
審議内容 (論点)	<p>○ 新たな環境マネジメントシステムについて</p> <p>○ 省エネ法等改正概要及び関連事務について</p>											
審議希望日	関係課長会議	平成22年	1月	6日	政策調整会議	年	月	日				
	局経営会議	平成22年	1月	28日	政策会議	年	月	日				
日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期									
	パブリックコメント	実施なし	時期					議会への情報提供				
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況					
	関係部局との調整											
	打合せ・会議の経過											
	月日	会議名等			内容							
	H21.11.4	打合せ会議			省エネ法の改正概要について							
	H21.11.30	打合せ会議			省エネ法改正等による事務取扱及び新たなEMSについて							
	H22.1.6	関係課長会議			県条例概要及び省エネ法等改正による事務取扱並びに新たなEMSについて							
H22.1.19	関係課長会議			新たなEMSについて								
備考	<p>①平成12年11月 ISO規格による環境マネジメントシステム運用開始</p> <p>②平成20年5月 省エネ法・温対法の改正</p> <p>③平成21年7月 神奈川県地球温暖化対策推進条例の制定</p>											

会議開催日程等 (局経営会議、関係課長会議用)

区分	局経営会議											
開催日時	平成22年	1月	28日	午前	9時	30分	～					
会場	第1特別会議室											
出席課・ 機関等	<input type="checkbox"/>	小星副市長	<input type="checkbox"/>	環境経済局長	<input type="checkbox"/>	経済部長	<input type="checkbox"/>	環境保全部長				
	<input type="checkbox"/>	資源循環部長	<input type="checkbox"/>	環境経済総務室長	<input type="checkbox"/>	産業振興課長	<input type="checkbox"/>	環境対策課長				
	<input type="checkbox"/>	廃棄物政策課長	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					

裏面に事案の具体的内容を記載してください。

事案の
具体的な内容

(1) 事案概要

1 新たな環境マネジメントシステムについて

(1) 経過

統括責任者による見直し指示及び、ISO委員会による確認事項に基づき、システムの改善案を検討した。

(2) 新システムの特徴

ア 全職員を対象とする(対象施設の拡大)

イ 局・区役所を主体とした運用を行う(「局環境方針」による管理)

ウ 「環境基本計画」「地球温暖化対策実行計画」を管理するシステムとする

エ ISO14001規格に準拠する(審査登録以外の手法による)

オ 平成22年度に新システムに移行する

2 省エネ法改正概要等について

(1) 改正省エネ法の概要

ア 特定事業者の範囲拡大

事業場、工場単位から、事業所単位へ対象範囲を拡大

→事業場、工場等すべての年間のエネルギー使用量を合計し、原油換算1,500KL以上の場合にエネルギー管理特定事業者の指定を受け所要の措置が必要(本市該当)

イ 必要な措置

(ア) 使用状況届出書の提出

(イ) エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画者の選任

(ウ) 定期報告書、中長期計画書の提出

(2) 県地球温暖化推進条例事業活動温暖化対策計画制度について

ア 省エネ法該当事業所または100台以上の車輛を使用する事業者について指定

イ 必要な措置

(ア) 3、4、5年間のいずれかの期間を定め、事業活動温暖化対策計画書の提出義務

(イ) 毎年排出状況報告書の提出義務

(ウ) 計画最終年度の翌年度に結果報告書の提出義務

(2) 事業スケジュール

(3) 事業経費等